

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるとは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

牛の炭疽その予防注射の実施

土地改良事業の適否の決定 (八件)

土地改良事業の認可 (六件)

解除予定の保安林 (二件)

土地収用法による事業の認定

道路の区域の決定

道路の区域の変更

道路の供用の開始

開発行為に関する工事の完了 (二件)

◇ 選 管 告 示

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議院総選挙の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

◇ 正 誤

昭和五十四年十月鳥取県公報第五千九百九十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百二十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森齒科診療所	鳥取市寿町五〇二	昭和五十四年六月十七日

鳥取県告示第九百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 次

名 称	森 齒 科 医 院
所 在 地	鳥 取 市 今 町 二 丁 目 二 五 一
指 定 年 月 日	昭 和 五 十 四 年 六 月 十 八 日

鳥取県告示第九百二十八号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、炭疽その予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

- 一 実施の目的
炭疽そ予防のため
- 二 実施する区域
西伯郡中山町住吉
- 三 実施の対象となる家畜の種類
牛
- 四 実施の期日
昭和五十四年十一月十五日から同月三十日まで
- 五 検査の方法
炭疽そ予防液皮下注射

鳥取県告示第九百二十九号

昭和五十四年七月三十日付けで三朝町から申請のあった土地改良（余戸地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十月三十一日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百三十号
昭和五十四年七月三十日付けで三朝町から申請のあった土地改良（余戸地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十一号

昭和五十四年八月二十二日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（小田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十二号

昭和五十四年九月十四日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（高山）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十三号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福兼地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十四号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（池田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十五号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(間地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十六号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(大滝地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(尾崎地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(瀬地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(鳥取南部(東郷)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(三徳地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十一号

佐治村から申請のあつた村営土地改良(佐治(津野)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十二号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(大幡地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の一三、七二五の二三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字東濱ノ上五三三の一、字鳥山五三四の一、五三五の一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

境港市

二 事業の種類

境港市民体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分

境港市中野町字宮若堀及び字下荒蒔地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

境港市役所

鳥取県告示第九百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十四年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	上浅津田後線	東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一 一三番三地先から同字一一五番 九地先まで	一六・〇 〃三一・九	一七六・二

鳥取県告示第九百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十四年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり、道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示す
 る。

道路の種類	路線名	区	変更前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	上浅津 田後線	東伯郡羽合町上浅津字隅田五 七〇番一地从先から同町長瀬字 三ツ実三一番二地先まで	変更前	六・二 〇	三九一・五
			変更後	一六・〇 〇	三九八・九
県道	木地山 倉吉線	倉吉市円谷字西高殿六〇番七 地先から同市住吉町六八番四 地先まで	変更前	四・〇 〇	一、七九一・〇
			変更後	九・〇 〇	一、八四五・〇
県道	倉吉線	倉吉市円谷字西高殿七五番五 地先から同市住吉町六八番四 地先まで	変更前	四・〇 〇	一、七九一・〇
			変更後	九・〇 〇	一、八四五・〇

その関係図面は、昭和五十四年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	区	供用開始の期日
一般 国道	百七十九号	倉吉市円谷字西高殿七五番五地先から同 市下田中字東堀四二六番七地先まで	昭和五十四年 十一月一日
県道	木地山倉吉線	倉吉市円谷字西高殿七五番五地先から同 市住吉町六八番四地先まで	"
"	上浅津田後線	東伯郡羽合町上浅津字隅田五七〇番二地 先から同町長瀬字三ツ実三一番二地先ま で 東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一一三番三 地先から同字一一五番九地先まで	"

鳥取県告示第九百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年六月七日 鳥取指令受都計第八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字小谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市里仁四一五番地 森 清 美

鳥取県告示第九百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年七月十日 鳥取県指令受都計第二百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字東横江及び字西横江

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社不動産業

代表取締役 田 中 宣 二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和54年10月7日執行 衆議院議員総選挙(鳥取県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 12,632,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	相沢 英之	所属党派	自由民主党	期間	9月13日から 10月17日まで 第1回分
出納責任者氏名	小 笹 俊 造				

収入			支出		
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)			
自由民主党	政 党	5,000,000	人件費	6,428,807	円
鳥取県酒造組合	団 体	600,000	家屋費	219,300	
健康保険政治連盟	政治団体	500,000	選挙事務所費	177,000	
日本税理士政治連盟	"	500,000	集合会場費	42,300	
鳥取県税理士政治連盟	"	500,000	通信費	238,636	
西 政 会	団 体	500,000	交通費	374,411	
全国自治協会	"	300,000	印刷費	1,159,500	
地域産業研究会	政治団体	300,000	広告費	438,390	
全国旅館政治連盟	政治団体	200,000	文具費	41,990	
鳥取県建設業協会	団 体	200,000	食糧費	497,781	
西部支部	政治団体	200,000	宿泊費	122,630	
全国林業政治連盟	政治団体	200,000	雑 費	324,064	
鳥取支部					

全国厚生農業協同組合連合会	団 体	200,000			
全国酒販政治連盟	政治団体	200,000			
鳥取県支部					
相沢英之西部後援会	"	150,000			
全国酪農協同組合連合会	団 体	100,000			
鳥取県中小企業政経協議会	"	100,000			
全国たばこ耕作者政治連盟	政治団体	100,000			
政治連盟米子支部					
全国たばこ耕作者政治連盟	"	100,000			
鳥取県建設政治連盟	"	100,000			
日本医療法人政治連盟	"	100,000			
その他の寄附					
その他の収入	1件	500,000			
今回計		10,450,000	今回計	9,845,509	
前回計			前回計		
総 計		10,450,000	総 計	9,845,509	

報告書受理年月日 昭和54年10月22日 第1回報告分

候補者名 伊谷 周一	所属党派 日本共産党	期間 8月27日から 10月19日まで 第1回分
出納責任者名 幅田 千富美		

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	284,900
日本共産党鳥取県 政 党 1,161,790	家屋費
石尾 実 団体役員 100,000	選挙事務所費
木下 豊 " 80,000	集合会場費
木島 孝明 農 業 76,340	通信費
崎山 恵人 農 業 60,000	交通費
小原 真人 会社社員 60,000	印刷費
裏坂 憲一 会社社員 56,340	広告費
池田 一美 会社社員 50,000	文具費
南 久仁 農 業 50,000	食糧費
南 博和 農 業 45,000	宿泊費
南 博 農 業 41,000	雑 費
伊藤 安子 " 30,000	
その他の寄附	
100件 471,340	
その他の収入	
—	
今回計	今回計
2,281,810	2,281,810
前回計	—
—	—
総 計	総 計
2,281,810	2,281,810

報告書受理年月日 昭和54年10月22日 第1回報告分

候補者名 島田 安夫	所属党派 自由民主党	期間 9月17日から 10月6日まで 第1回分
出納責任者名 鳥羽 利雄		

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	1,492,000
自由民主党 政 党 5,000,000	家屋費
河 金 組 建設 業 75,000	選挙事務所費
坂本 稔 農 業 60,000	集合会場費
いとう電気店 農 業 53,500	通信費
島田 笑子 農 業 30,000	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑 費
その他の寄附	
3件 40,000	
その他の収入	
—	
今回計	今回計
5,258,500	3,514,132
前回計	—
—	—
総 計	総 計
5,258,500	3,514,132

報告書受理年月日 昭和54年10月22日 第1回報告分

候補者 氏名 出納責任者	武部 文 牧 浦 武 雄	所属党派	日本社会党	期間	8月19日から 10月22日まで 第1回分
--------------------	--------------	------	-------	----	-----------------------------

収入		支出	
主たる寄附	円	人件費	967,500
(氏名、団体名)	(職業) (寄附額) 円	家屋費	575,920
武部文東部後援会	政治団体 4,000,000	選挙事務所費	565,300
全電通労組鳥取県支部	団 体 120,000	集合会場費	10,620
		通信費	263,390
		交通費	477,466
		印刷費	2,063,500
		広告費	638,140
		文具費	152,515
		食糧費	236,053
		休泊費	132,830
		雑費	307,653
その他の寄附	52件 247,500		
その他の収入	2件 2,000,000		
今回計	6,367,500	今回計	5,814,967
前回計	—	前回計	—
総計	6,367,500	総計	5,814,967

報告書受理年月日

昭和54年10月22日

第1回報告分

候補者 氏名 出納責任者	田中 幸弘 田 中 幸 弘	所属党派	無 所 属	期間	9月11日から 9月25日まで 第1回分
--------------------	---------------	------	-------	----	----------------------------

収入		支出	
主たる寄附	円	人件費	40,000
(氏名、団体名)	(職業) (寄附額) 円	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	80
		交通費	60,000
		印刷費	140,000
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		休泊費	29,770
		雑費	4,900
その他の寄附	—		
その他の収入	1件 1,400,000		
今回計	1,400,000	今回計	274,750
前回計	—	前回計	—
総計	1,400,000	総計	274,750

報告書受理年月日

昭和54年10月19日

第1回報告分

候補者 氏名 出納責任者 氏名	徳安 実蔵	所属党派	自由民主党	期間	9月17日から 10月6日まで 第1回分
--------------------------	-------	------	-------	----	----------------------------

収入		支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費	円
自由民主党	政 党 5,000,000	家屋費	1,604,000
大阪タクシ自動車団	2,000,000	選挙事務所費	204,660
無線事業協同組合	500,000	集合会場費	141,660
小松興業組	300,000	通信費	63,000
若松 組	300,000	交通費	11,070
皆生八芳園	300,000	印刷費	1,458,760
大阪タクシ一協会	300,000	広告費	2,706,950
大和建設	200,000	文具費	582,982
全国小売酒販政治連盟	200,000	食糧費	44,732
友会 中小企業政	170,000	休泊費	45,370
鳥取県議会	100,000	雑費	—
全国旅館建設政治連盟	100,000	その他の寄附	—
鳥取県建設政治連盟	98,000	その他の収入	—
日本交通	50,000	今回計	7,035,442
日本遺族政治連盟	50,000	前回計	—
勝田印刷	50,000	合計	7,035,442
木田 豊助	50,000		
フジエゾネット	50,000		
遠藤直蔵	30,000		
その他の寄附	10,000		
その他の収入	—		
今回計	9,608,000		
前回計	—		
合計	9,608,000		

報告書受理年月日 昭和54年10月20日 第1回報告分

候補者 氏名 出納責任者 氏名	野坂 浩賢	所属党派	日本社会党	期間	9月1日から 10月17日まで 第1回分
--------------------------	-------	------	-------	----	----------------------------

収入		支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額) 円	人件費	円
野坂浩賢後援会	政治団体 6,000,000	家屋費	1,196,000
日本生活協同組合連合会	200,000	選挙事務所費	1,013,494
全国労働者共済生活協同組合連合会	100,000	集合会場費	—
		通信費	324,790
		交通費	974,880
		印刷費	1,956,530
		広告費	339,960
		文具費	255,402
		食糧費	166,042
		休泊費	49,050
		雑費	94,461
その他の寄附	—	その他の寄附	—
その他の収入	—	その他の収入	—
今回計	8,300,000	今回計	6,370,609
前回計	—	前回計	—
合計	8,300,000	合計	6,370,609

報告書受理年月日 昭和54年10月22日 第1回報告分

候補者 氏名 田納責任者 山氏	古井 喜実	所属党派 自由民主党	期間 8月17日から 10月20日まで 第1回分
--------------------------	-------	---------------	-----------------------------------

収入	支出
主たる寄附	人件費 2,268,600 円
(氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	家屋費 847,880
自由民主党 政 党 5,000,000 円	選挙事務所費 784,880
健康保険政治連盟 政治団体 2,100,000	集合会場費 63,000
古井喜実を激励する会 " 2,000,000	通信費 176,620
社会保険労務士制度推進政治連盟 " 500,000	交通費 88,980
鳥取県医師連盟 政治団体 300,000	印刷費 2,794,200
全国自治協会 団 体 300,000	広告費 431,750
全国小売酒販政治連盟 政治団体 200,000	文具費 123,654
その他の寄附	食糧費 400,220
その他の収入 1件 300,000	宿泊費 340,677
その収入 1件 300,000	雑費 342,500
今回計 10,700,000	今回計 7,815,081
前回計 -	前回計 -
総計 10,700,000	総計 7,815,081

報告書受理年月日

昭和54年10月22日

第1回報告分

正 誤

昭和五十四年十月二十三日付鳥取県公報第五十九十七号中次の箇所を訂正

頁 第 十 頁 総 計 円 福本 利正 福本 利正